

2017年1月4日

## P to P

公益財団法人 国際通貨研究所  
理事長 渡辺博史

P to P という語が B to C などと並んで口にされるようになったのは数年前であった。Peer to Peer（訳は安定していないが、「同胞から同胞へ」というのが語義に近い。）の関係を基礎にした取引形態が金銭貸借の世界に起こりつつある、という指摘であった。通常の金銭貸借は、銀行といった金融機関組織が受け入れた資金を個人なり個人企業に貸すというように、貸し手・借り手の形態・組織レベルが異なっているが、P to P の場合には、貸し手・借り手が同じような類型に属することから Peer（同胞）間の金銭貸借と呼ばれることになった。もちろん過去においても、親族間、集落内、職能団体のような共同体の中において貸借が個人対個人で行われ、また集約的に無尽講（日本）、幫・無尽蔵（中国）、契（朝鮮半島）のような形態のバリエーションも行われていたが、「近代社会」においては、銀行という金融組織の登場で、これらの存在は小さくなってきた。

しかし、情報ネットワークのコストダウン、カバー範囲の拡大、迅速性といった展開を背景にして改めて行われるようになったのが P to P の金銭貸借である。余剰の資金を持つ個人が、それを銀行といった金融機関に預金あるいは信託することなく、自らがネットワークあるいはプラットフォーム上で資金を求める借り手を探し、選択し、審査した上で直接貸すことになるのであるが、それを可能にしたのが、①需給が容易に見える、②必要額の多寡、リスクに伴うプレミアムの大きさの自由度が高い、③審査に必要な借り手情報が大量かつ廉価で入手できる、④送金・返済が物理的距離に制約されない、といった諸要件を安定的に提供しうる IT あるいは IOT の技術革新、情報の即時・広域提供の開始である。

このような形態の「金融」が、長引く低金利への不満が増える中で、IT 技術が劇的に進化する米国の資金保有者のニーズに合ったために先ず米国で急速に拡大し、今や取引単位は大きいものでは百万ドル程度までになり、教育ローン、消費者ローン、住宅ローンの域を超えて産業用の設備投資ローンの一部まで賄いつつある。また金融機関の店舗網が整備されないことによる金融取引の非効率、アクセス欠如にさらされる中国内陸部、あるいは、南アジア、中東、アフリカ地域においてもこれらの不便を克服する手段としての P to P の利用が IT の進行を背景に速やかに拡大する兆しが出ている。

銀行の預金という「安全」な受け皿の存在を前提としなくなった金融環境においては、

銀行に求められる信用維持、体力強化の性格も変化してくる可能性がある。今の預金は、銀行に対する債権であるが、銀行への信頼を前提としているいわばイノセントな資金提供である。その資金を銀行が如何に使う、債務に対する所要の利子支払いを可能とする資金を稼ぐかについては、預金者は関心も持たなくて済む。いわば、リスク・フリーの金融手段と観念されている。したがって、そのようなイノセントな提供資金は護らなければならないという意識が、預金保険の導入や、最小資本規制の強制の根底にあり、またペイオフの実行への抵抗感の原因となっている。

しかし、P to P の「金融」の場合には、資金の出し手は、自分の金はリスクゼロではない業務資金として提供されていることを認識しているので、それをイノセントな預金者と同じ水準で保護する必要はない。適切なアセスができていないかは別としても、リスクが高いと思えば高いプレミアムを求めるという形で自らリスクテイクをしているので、預金者と同様の保護対象とはしなくて良い。そのような形態の金融が増えてくれば、損失を資金の出し手各自が自分の提供額に見合っただけで負担する部分が増え、間接金融機関である銀行が一手に集中的に引き受けるべきものとはならない。株式を通じた資本調達に見られる分散型、限定型の損失処理と同じ効果が出てくる。

すなわち、このような形態での金銭取引の拡大は、間接金融機関を核とするシステムの「耐性維持コスト（預金保険料支払い、最小資本調達）」が低減するだけでなく、何かトラブルが生じたときにシステムの一部（多くの場合、銀行）が致命的な累積負担にさらされ破綻することによりシステム全体が「瓦解」といった形で被害の発生が避けられ、システムの耐性そのものの向上が図られることが可能になる。もちろん、資金の出し手が正確なリスク認識を持たず、トラブルが起こるとすぐに公的救済を求めようとする風土ではなかなか機能しないが・・・

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2017 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>